

第 24 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営住宅及び 共同施設並びに熊 本県営改良住宅及 び地区施設	熊本市中央区辛島 町69番地	熊本県営住宅管理 センター共同企業 体 代表者 一般社団 法人熊本県賃貸住 宅経営者協会 代表理事 川口雄一郎	令和7年4月1日か ら令和12年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）第44条（同条例第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。